## 1. 趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)により、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)(以下「法」という。)が改正され、マイナンバーカードを用いた組合員又は被扶養者(以下「組合員等」という。)の資格確認が法定化されたところ。

本改正の施行(令和2年10月1日施行)に向けて、地方公務員等共済組合法施行規則(昭和37年自治省令第20号)において定められている社会保険診療報酬支払基金等への事務の委託について、所要の改正を行う。

## 2. 改正の内容

法改正により組合が社会保険診療報酬支払基金等に対して特定健診データ、薬剤情報及び医療費情報(以下「特定健診データ等」という。)の管理及び提供を委託し、特定健診データ等をマイナポータル等で本人が閲覧する仕組みを構築することができることとなった。

この点に関し、法第144条の33第1項第3号が改正され、社会保険診療報酬 支払基金等に委託できる事務(以下「委託可能事務」という。)の例示に、特定健 診データ等の管理及び提供に関する事務を含むものとして「福祉事業の実施に関 する事務」が追加された。

委託可能事務は法の例示を踏まえ、総務省令で改めて規定する必要があるため、地方公務員等共済組合法施行規則第2条の10第3項を改正し、委託可能事務に「福祉事業の実施に関する事務」を追加する。

## 3. スケジュール

公布日: 令和2年9月25日 施行期日: 令和2年10月1日